

事務連絡  
平成24年9月7日

国土交通省官房長 殿

総務省行政管理局長

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における  
改善状況のフォローアップについて

独立行政法人制度につきましては、日頃より御理解、御協力いただきありがとうございます。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づくフォローアップにつきましては、各府省、各独立行政法人（契約監視委員会）の御協力をいただき、その結果を取りまとめ、別添のとおり公表しました。

各府省、各独立行政法人（契約監視委員会）の取組により、契約全体に占める競争性のない随意契約の割合は年々減少しているものの、別紙1のとおり、随意契約見直し計画に掲げた競争性のない随意契約の割合に到達していない法人も見られるところです。

また、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約や、複数応札・応募であっても応札・応募全てが各独立行政法人と一定の関係を有する関係法人等により行われている案件については、更に競争性を高めていく必要があります。

以上のことから、引き続き、契約状況の改善に向けた取組を継続していただくとともに、各府省においては、貴管下の独立行政法人に対し、以下のとおり要請していただくようお願いします。

（1）競争性のない随意契約

- ① 平成24年度以降も競争性のない随意契約の改善に向けた従来の取組を継続すること。
- ② 平成23年度において契約監視委員会から受けた点検結果に基づく改善事項については、平成24年度において改善を図ること。
- ③ 特に、新規案件については、随意契約見直し計画の点検・見直しの観点により、適正な契約方式を選択すること。また、原則として事前に契約監視委員会の意見を聴取すること。

（2）一者応札・応募案件等

平成24年度以降も一者応札・応募の改善に向けた従来の取組を継続するとともに、前年度に引き続き2か年度連続して一者応札・応募となった案

件については、別紙2「一者応札・応募等改善に向けての取組要領」に基づき、改善に向けた取組内容等を記載した別紙3「一者応札・応募等事案フォローアップ票」を一件毎に作成し、契約監視委員会への報告・事後点検を受けたのち、速やかに各独立行政法人のホームページ上で公表すること。また、当該案件について、翌年度において、競争入札等を行う場合には、法人による改善方策が講じられたかどうか、原則として事前に契約監視委員会の点検を受けること。

また、複数応札・応募であった案件のうち、応札・応募全てが各独立行政法人と一定の関係を有する関係法人等により行われている契約については、競争性を高めるため、一者応札・応募の改善に向けた上記の取組に準じた取組を実施すること。

### (3) 契約監視委員会等

引き続き、各独立行政法人に契約監視委員会を存置するとともに、随意契約等見直し状況について厳正な事後評価を実施すること。

特に、前年度に引き続き2か年度連続して一者応札・応募となった案件については、改善に向けた取組内容等を厳正に点検すること。

(注1) 関係法人等とは、次のいずれかに該当する法人をいう。

(1) 関係法人：次の①及び②のいずれにも該当する法人

①当法人の役員経験者が再就職している、又は課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。

②総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引割合が3分の1以上である。

(2) 特定関連会社：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第107に規定する会社（当法人が議決権の過半数を所有等）

(3) 関連会社：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第118に規定する会社（当法人が議決権の100分の20以上を所有等）

(4) 関連公益法人等：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第129に規定する公益法人等（理事のうち当法人OBが占める割合が3分の1以上等）

(注2) 新規案件について契約監視委員会の意見を聴取するに当たっては、契約締結までに事前に契約監視委員会の意見聴取を行う時間的余裕がない場合や明らかに競争性のない随意契約を締結せざるを得ない場合などは、事後でもやむを得ない。

国土交通省所管独立行政法人のうち、随意契約見直し計画に掲げた  
競争性のない随意契約の割合に到達していなかった法人

土木研究所  
建築研究所  
交通安全環境研究所  
海上技術安全研究所  
港湾空港技術研究所  
電子航法研究所  
海技教育機構  
航空大学校  
鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
水資源機構  
自動車事故対策機構  
空港周辺整備機構  
海上災害防止センター  
都市再生機構  
日本高速道路保有・債務返済機構

## 別紙 2

### 一者応札・応募等改善に向けての取組要領

- 1 平成 24 年度において、平成 23 年度に引き続き契約した更新案件が前年度に引き続き 2 か年度連続して一者応札・応募となった案件については、その要因を分析し、改善に向けた取組内容を記載した別紙 3 書式「一者応札・応募事案フォローアップ票」を作成の上、原則、四半期ごとに契約監視委員会に報告し、点検を受けること。
- 2 上記 1 において契約監視委員会に報告した案件のうち、特に、法人において事後点検を行った結果、改善の余地が無いものと報告した案件については、契約監視委員会において改善の余地が無いかどうか重点的な事後点検を受けること。
- 3 上記 2 により契約監視委員会から指摘を受けた場合は、法人においてその結果に対して講ずる措置を決定すること。
- 4 各法人及び契約監視委員会の取組状況については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づき、毎年、総務省が行う改善状況のフォローアップの結果取りまとめ（例年事業年度終了後の 4 月に作業発注）を行う際に報告を求めるものとする。

## 一者応札・応募等事案フォローアップ票

法	人	名	
案	件	番	号
入	札	及	び
契	約	方	式
契	約	の	件
名	及	び	数
量			
契	約	締	結
日			
契	約	の	相
手	方	の	商
号	又	は	名
称	等		
入	札	経	緯
及	び	結	果
一者応札・応募等の改善取組内容			
改善項目		状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等			
②業務等準備期間の十分な確保			
③公告期間の見直し			
④公告周知方法の改善			
⑤電子入札システムの導入			
⑥業者等からの聴き取り			
法人における事後点検の結果講ずることとした措置			
契約監視委員会のコメント			
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。